

マイナンバーカードと健康保険証の 一体化について

令和6年8月1日
健康福祉部 保険年金課

保険証の種類の変更

〈現行〉

種類	負担割合	有効期間
被保険者証(通常証)	2割または3割	1年
短期被保険者証	2割または3割	6か月
資格証明書	10割	1年



〈法施行日(12月2日)以降〉

種類	負担割合	有効期間
マイナ保険証	2割、3割又は10割	-
資格確認書	2割、3割又は10割	1年

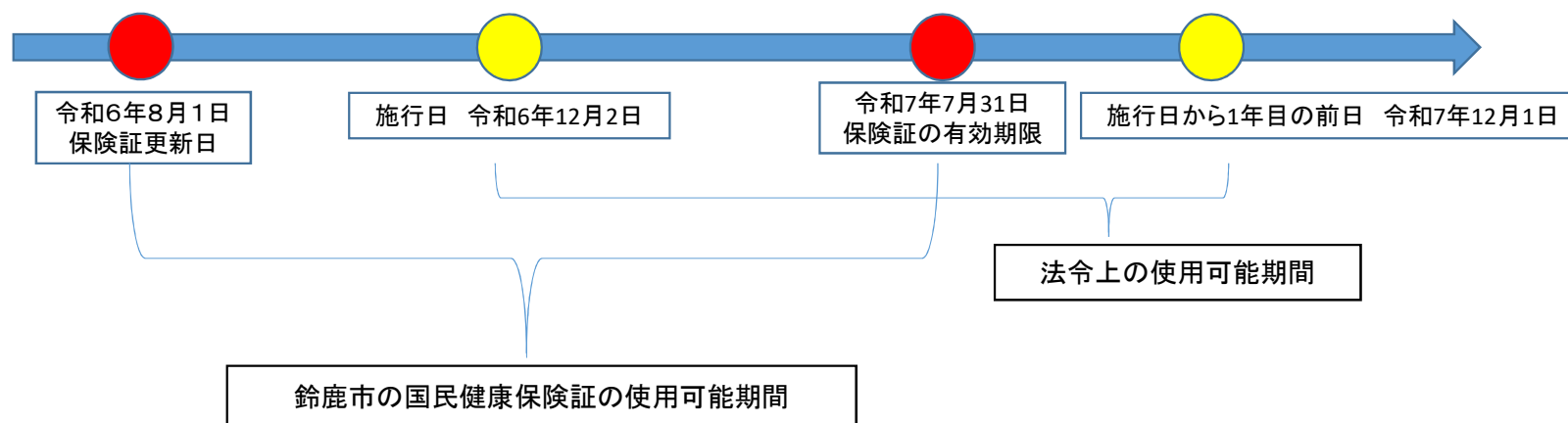
※ 保険証廃止に伴い、保険料の滞納世帯に交付していた資格証明書も廃止となります。
これにかわるものとして、事前に特別療養費に変更する旨の事前通知を送付した上で、マイナ保険証でのオンライン資格確認時に「特別療養費」と表示されるように変更、また資格確認書も(特別療養費)と追記し、窓口負担割合10割とわかる表示となります。

保険証廃止に伴う経過措置について

令和5年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)(以下「改正法」)」による国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日をもって、現行の紙の保険証の発行が廃止となります。

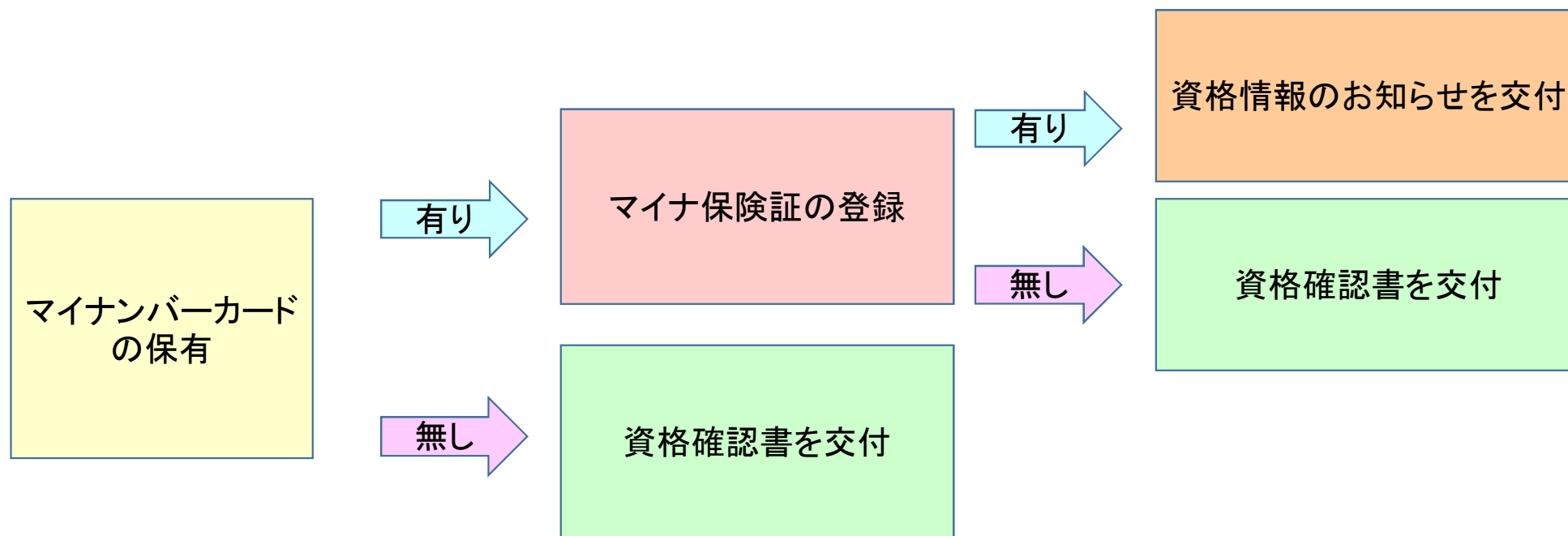
発行済みの国民健康保険証については、保険証廃止後1年間(有効期限が先に到来する場合は有効期間の間)、有効とみなす経過措置が設けられています。

本市の場合、令和6年8月1日更新の保険証の有効期限は、最長で令和7年7月31日となるため、現在交付済の保険証の使用期限は令和7年7月31日までとなります。



保険証廃止以降の取り扱いについて

令和6年12月2日以降、新規加入等により有効な保険証がない場合、マイナンバーカードを保有しているか、マイナンバーカードの保険証登録を行っているかにより、発行するものが異なります。



資格確認書・資格情報のお知らせについて

区分	資格確認書	資格情報のお知らせ
対象者	マイナ保険証未取得者	マイナ保険証取得者
有効期間	原則1年間	原則1年間(70歳以上の被保険者のみ記載)
様式	カード型	A4用紙
記載項目	被保険者氏名・性別・生年月日 被保険者記号番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日、交付年月日 負担割合・発効期日(70歳以上のみ) 有効期限、世帯主氏名、住所	被保険者記号番号・枝番、氏名、フリガナ 保険者番号・保険者名 負担割合、有効期限、発効期日(70歳以上のみ) 適用開始年月日、交付年月日 特別療養費の対象者である場合にはその旨 このお知らせのみでは医療機関等を受診できないこと スマートフォンを所有している場合は、マイナポータルにアクセスすることで、自身の被保険者資格情報を確認でき、また、当該情報をダウンロードできること (アクセスするためのQRコードを記載) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能であること。また、スマートフォンを所有していない方は、このお知らせをマイナ保険証とともに提示することで受診可能であること。
申請の有無	原則申請が必要。 ただし、当面の間はマイナ保険証を保有していない者には職権で交付する。 マイナ保険証の利用登録を解除した場合や紛失の場合は申請により交付。	新規資格取得時や負担割合の変更時に交付

被保険者への加入者情報通知送付

○送付の趣旨

個人番号がオンライン資格確認等システムに正確に登録されていることを「お知らせ」するために、個人番号の下4桁の情報を送付します。 ※国の通知に基づき実施

○送付手法

本市では、8月1日の保険証一斉更新に合わせ、保険証台紙(下記参照)に記載し送付しています。

513-8701	
鈴鹿市神戸一丁目18番18号 国保 太郎 様	

三重県国民健康保険 被 保 険 者 証	有効期限 交付年月日 記号番号 (枝番)
被保険者氏名 生年月日 適用開始年月日 世帯主氏名 世帯主住所 保険者番号 交付者名	性別 2 4 0 0 7 7 三重県鈴鹿市

印

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたのマイナンバーは、以下のとおりです。
あなたの個人番号 * * * * * 1 2 3 4

記載内容

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたのマイナンバーは、以下のとおりです。
あなたの個人番号 * * * * * 1 2 3 4

本市の予定

令和6年8月1日 保険証一斉更新(有効期限:令和7年7月31日 一部例外有り)

令和6年12月2日 改正マイナンバー法施行による新規の保険証発行停止



この間に社会保険喪失や転入等により本市の国保資格を取得した場合、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付します。

令和7年7月31日 現行の保険証の有効期限到来

令和7年8月1日 マイナ保険証に移行、現行の保険証廃止

現行の保険証をお持ちの方には、7月中にマイナ保険証をお持ちでない場合、職権により資格確認書を交付します(当面の間)。
また、マイナ保険証をお持ちの場合は、資格情報のお知らせを交付します。